

## 第2回モニターアクション会議開催要領（案）

- 1 開催日程 令和6年6月28日（金）18時30分～20時
- 2 開催場所 役場3階委員会室
- 3 会議手法 「SOUNDカード（※）」を用いたグループワーク  
※「SOUNDカード」：特殊なカード用いて会議の会話を促す手法。多彩な問い合わせに対し多種多様の立場からの意見を促す効果あり。「Status（現状認識の共有）」「Outcome（ビジョンの策定）」「Understand（課題の深堀）」「Negative check（懸念事項の確認）」「Drive（具体策の決定）」の頭文字をつなげたタイトル。
- 4 会議進行 佐藤 淳氏  
(青森大学社会学部教授／令和6年度芽室町議会サポーター就任予定)
- 5 参加手法 参集（オンライン不可）
- 6 議論テーマ 「新嵐山スカイパークの新たなあり方について」  
昨年10月から休業となっている「新嵐山スカイパーク」について、町では新たな土地利用の全体構想として「グランドデザイン」の検討を進め、議会もこれに並行して、町に対して、基本理念・経営形態・事業手法・事業経費等の調査を進めています。町は、今年度末（令和7年3月）をグランドデザイン策定の目標とし取り組んでいますが、「新嵐山スカイパーク」は町民はもとより、町外からの利用者にも影響が大きいことから、この機に、モニターの皆様と共に「新嵐山スカイパークの新たなあり方」を展望することで、今後の議会の調査等に反映しようとするものです。
- 7 会議次第及び予定時間
- (1) 開会（1分）／梶澤議長
  - (2) 趣旨説明（1分）／渡辺議運委員長
  - (3) テーマの目的とグループワークの進め方の説明（4分）／立川副委員長
  - (4) グループワーク（65分）
  - (5) グループ発表（情報共有）（15分）
  - (6) 閉会（1分）／鈴木副議長

## **8 グループワークの進行手順**

- (1) 自己紹介 (30秒／1人) (2分)
- (2) 役割分担 (進行・記録・発表) (1分)
- (3) グループワーク (45分)
- (4) グループワークのまとめ (17分)

## **9 グループ発表（情報共有）の進行手順**

- (1) 司会進行／立川議運副委員長 (1分)
- (2) グループごとの発表 (3分／1グループ)

## **10 グループ編成**

- (1) 1グループの構成は3～4人
- (2) テーブルコーディネート (議員)

## **11 今後のスケジュール**

- 6月13日 (木) 全員協議会協議 (開催要領案)
- 6月14日 (金) 議会運営委員会協議 (実施要領案)
- 6月19日 (水) 全員協議会協議 (実施要領案)
- ～6月27日 (木) 講師 (佐藤淳青森大学教授)との打ち合わせ等

## グループワーク進行次第

<テーマ：「新嵐山スカイパークの新たなあり方について」>

1 自己紹介（30秒／1人）（2分）

2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）

3 グループワーク（テーマ）（45分）

4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（17分）

5 グループ発表（情報共有）（3分×4～5グループ）

# 芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

## (目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

## (定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

## (資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

## (募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適當と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

## (委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

## (解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「茅室町議会だより」及び「茅室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。